

内水面漁場計画 (別表)

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号		
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域								
				区 域	基 点	点						
内共第一号	第5種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分県及び福岡県内における山国川水系の本流、支流及び派流	基点第1号と基点第31号とを結んだ直線から上流の山国川本流、支流及び派流の流域であって次の(1)、(2)及び(3)の区域を除いた流域	基点第1号 大分県中津市山国橋右岸下流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	中津市並びに福岡県築上郡吉富町及び上毛町	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで			
	う な ぎ 漁業				区域 (1) 基点第40号と基点第41号とを結んだ直線及び基点第42号と基点第43号とを結んだ直線とに挟まれた区域 (2) 友枝川にあつては、基点第2号と基点第3号とを結んだ直線から上流の区域 (3) 基点第44号と基点第45号とを結んだ直線及び基点第46号と基点第47号とを結んだ直線とに挟まれた区域						基点第31号 福岡県築上郡吉富町山国橋左岸下流端	(以下同じ。)
	ふ な い //										基点第2号 福岡県築上郡上毛町大字垂水字中川原の国土交通省の設置した三角塔(友枝川左岸)	
	こ ね //										基点第3号 福岡県築上郡上毛町大字垂水字貴船土居の福岡県の設置した石標(友枝川右岸)	
	は え //										基点第40号 中津市耶馬溪町大字柿坂字河平1800番地の5の標識	
	あ ゆ //										基点第41号 中津市耶馬溪町大字大島字先高平2324番地の3の標識	
	え の は //										基点第42号 中津市耶馬溪町大字柿坂字井手の元763番地の4の標識	
	もくずがに(つがに) //										基点第43号 中津市耶馬溪町大字大島字先柏原2291番地の標識	
	す っ ぽ ン //										基点第44号 山国川右岸における平成大堰から160m下流の標識	
											基点第45号 山国川左岸における平成大堰から160m下流の標識	
		基点第46号 山国川右岸における平成大堰から180m上流の標識										
		基点第47号 山国川左岸における平成大堰から180m上流の標識										

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域						
				区 域	基 点	点				
内共第二号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	駅館川水系の本流、支流及び派流の流域	基点第4号と基点第28号とを結んだ直線から上流の駅館川本流、支流及び派流の流域であって、次の区域を除いた流域。	基点第4号	宇佐市貴船町小松橋左岸下流端	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 やな 漁業 2統 3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	宇佐市、別府市 大字天間、由布市湯布院町塚原、杵築市山香町大字山浦及び玖珠郡玖珠町大字日出生字川底		
	あおのり漁業				基点第28号	宇佐市大字長洲小松橋右岸下流端				
	おごのり									
	かじき									
	しじみ	1月1日から12月31日まで		区域 基点第48号と基点第49号とを結んだ直線から上流の区域	基点第48号	宇佐市院内町香下字妙見223番地の標識(妙見川と恵良川の合流点における妙見川右岸の標識)				
	第5種共同漁業				基点第49号	宇佐市院内町香下字妙見194番地の1の標識(妙見川と恵良川の合流点における妙見川左岸の標識)				
	うなぎ漁業									
	ふな									
	こい									
	はえ									
	あゆ									
	えの									
	もくずがに(つがに)									
	すっぽん									

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域						
				区 域	基 点	点				
内共第三号	第1種共同漁業	10月1日から翌年5月31日まで	大野川水系の本流、支流及び派流並びに乙津川水系の本流、支流及び派流	基点第5号とイの点とを結んだ直線から上流の大野川本流、支流及び派流の大分県内流域並びに基点第6号と基点第30号とを結んだ直線から上流の乙津川本流、支流及び派流の流域	基点第5号 大分市大字三佐家島泊地北側突堤の標柱	イ 基点第5号から90度の線と対岸との交点	<p>1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。</p> <p>2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。</p> <p>漁業の種類 統数 七五三なわ 漁業 11統 やな " 4 "</p> <p>3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。</p>	大分市鶴崎地区（次の大字の区域 東鶴崎、西鶴崎、中鶴崎、南鶴崎、山津、小池原、皆春、猪野、鶴崎、森、森町、小中島、徳島、葛木、横尾、常行、関園、鶴瀬、家島、三佐、海原、中ノ洲、南、下徳丸、丸亀、種具、迫、乙津、乙津港町、三川上、一ノ洲、宮河内、毛井及び松岡）、大南地区（次の大字の区域 下戸次、中戸次、上戸次、下判田、中判田、上判田、竹中、端登、河原内、安藤、辻、杉原、奥、月形、吉野原、志津留、萩尾、宮尾及び福良）、豊後大野市、臼杵市野津町及び竹田市（直入町を除く。）		内共第三号
	あおのり漁業									
	あさじみ	"								
	第5種共同漁業	1月1日から12月31日まで								
	うなぎ漁業	"								
	こはい	"								
	わかさぎ	"								
	あゆ	"								
	えのほ	"								
	もくずがに(つがに)	"								

漁場計画番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域						
				区 域	基 点					点
内共第四号	第1種共同漁業 しじみ漁業	1月1日から12月31日まで	番匠川水系の本流、支流及び派流。ただし、堅田川及び木立川の本流、支流及び派流を除く。	基点第7号と基点第8号とを結んだ直線及び基点第9号と基点第10号とを結んだ直線から上流の番匠川本流、支流及び派流の流域	基点第7号 佐伯市池船橋左岸上流端	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 やな 漁業 3統 3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	佐伯市1番地から1800番地まで、大字上岡、大字稲垣、大字鶴望並びに同市弥生、本匠及び直川		内共第四号	
	第5種共同漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで			基点第8号 佐伯市池船橋右岸上流端					
	はえゆ	〃			基点第9号 佐伯市佐伯大橋左岸上流端					
	あゆ	〃			基点第10号 佐伯市佐伯大橋右岸上流端					
内共第五号	第1種共同漁業 あおのり漁業	10月1日から翌年3月31日まで	番匠川水系の堅田川及び木立川の本流、支流及び派流	基点第11号と基点第29号とを結んだ直線から上流の堅田川及び木立川の本流、支流及び派流の流域	基点第11号 佐伯市茶屋ヶ鼻橋右岸上流端	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	佐伯市大字長谷、大字池田、大字堅田、大字長良、大字青山及び大字木立		内共第五号	
	かき	1月1日から12月31日まで			基点第29号 佐伯市茶屋ヶ鼻橋左岸上流端					
	しじみ	〃								
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで								
内共第六号	第5種共同漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	筑後川水系玖珠川の本流、支流及び派流	基点第12号とイの点とを結んだ直線から上流の玖珠川本流、支流及び派流の流域。ただし、玖珠郡九重町大字松木字玉向の井堰から上流の区域を除く。	基点第12号 日田市天瀬町赤岩字池のイ 基点第12号から0度の線と対岸との交点	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	玖珠郡玖珠町及び九重町		内共第六号	
	こはえ	〃								
	あゆ	〃								
	えのほ	〃								

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号		
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域								
				区 域	基 点	点						
内共第七号	第5種共同漁業	1月1日から12月31日まで	筑後川(三隈川)水系の本流、支流及び派流	1 夜明けダム堰堤から上流の筑後川(三隈川)本流、支流及び派流の流域。ただし、ロの点とハの点とを結んだ直線から上流、基点第13号と基点第32号とを結んだ直線から上流及び基点第12号とイの点とを結んだ直線から上流の区域を除く。	基点第 12 号 日田市天瀬町赤岩字池の釣1548番地の7の標識	イ 基点第12号から0度の線と対岸との交点	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 う飼 漁業 3統 やな " 1" 3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	日田市(中津江村及び上津江町を除く。)		内共第七号		
	う な ぎ 漁業											
	ふ な い "											
	こ は え "											
	う ぐ い "											
	わ か さ ぎ "											
	あ の ゆ "											
	え の は "											
	す っ ぽ ん "											
											2 境谷川の筑後川合流点から上流域	基点第 35 号 筑後川(三隈川)左岸における下釜ダム副ダムの下流端
			3 山の神川の筑後川合流点から上流域	基点第 36 号 筑後川(三隈川)右岸における下釜ダム副ダムの下流端								

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号			
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域									
				区 域	基 点	点							
内共第八号	第1種共同漁業 あおのり漁業 しじみ〃	11月1日から翌年4月30日まで	大分川水系の本流、支流及び派流。ただし、裏川を除く。	基点第15号と基点第34号とを結んだ直線及び大分市大字下郡裏川水門から上流の大分川本流、支流及び派流の流域	基点第 15 号 大分市大字今津留舞鶴橋右岸下流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	大分市（佐賀関、鶴崎、大在、坂ノ市及び大南地区を除く。）、別府市（内成、東山及び山の口地区に限る。）、由布市、竹田市直入町及び久住町（仏原、栢木及び有氏地区に限る。）及び豊後大野市朝地町（梨子地区に限る。）		内共第八号			
	第5種共同漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで										基点第 34 号 大分市舞鶴町舞鶴橋左岸下流端	2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。
	ふなゝい〃	〃											漁業の種類 統数 やなぎ漁業 3統 建網 〃 4〃 （1統は75メートル以内とする。）
	こゝい〃	〃											3 建網漁業は、5月1日から翌年2月末日までの間操業してはならない。
	はかせぎ〃	〃											4 やなぎ漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。
	あさぎゆ〃	〃											
えのほ〃	〃												
もくずがに(つがに)〃	〃												
内共第九号	第5種共同漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	桂川水系の本流、支流及び派流	基点第17号と基点第18号とを結んだ直線から上流の桂川本流、支流及び派流の流域	基点第 17 号 豊後高田市桂橋左岸上流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	豊後高田市（中真玉、西真玉、大平、城前、大岩屋、黒土、臼野、香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根を除く。）及び杵築市大田		内共第九号			
	こゝい〃	〃										基点第 18 号 豊後高田市桂小橋右岸上流端	2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。
	あさぎゆ〃	〃											漁業の種類 統数 やなぎ漁業 8統
	もくずがに(つがに)〃	〃											3 やなぎ漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。
すっぽん〃	〃												

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域						
				区 域	基 点	点				
内共第十号	第5種共同漁業	1月1日から12月31日まで	北川水系の大分県内本流、支流及び派流	基点第19号、基点第20号及び基点第21号を通る大分県と宮崎県の境界線から上流の北川本流、支流及び派流の流域	基点第 19 号 佐伯市宇目大字南田原字小日平（大宮橋の北の大分県と宮崎県との境界）	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	佐伯市宇目			
	う な ぎ 漁業				基点第 20 号 佐伯市宇目大字大平字エコン（切込大橋の南の大分県と宮崎県との境界）					
	ふ な ぎ 漁業				基点第 21 号 佐伯市宇目大字南田原字小日平2289番地の4地先（大分県と宮崎県との境界）					
	は か さ ぎ 漁業									
	あ の ゆ 漁業									
	え の は 漁業									
	もくずがに(つがに) 漁業									
内共第十一号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	臼杵市内の臼杵川水系並びに末広川水系の本流、支流及び派流	1 基点第22号と基点第23号とを結んだ直線から上流の臼杵市内の臼杵川本流、支流及び派流の流域	基点第 22 号 臼杵市大字市浜万里橋左岸上流端	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	臼杵市			
	第5種共同漁業				基点第 23 号 臼杵市大字福良万里橋右岸上流端					
	う な ぎ 漁業	基点第 24 号 臼杵市大字江無田江無田橋左岸下流端								
	ふ な ぎ 漁業	基点第 25 号 臼杵市大字江無田江無田橋右岸下流端								
	こ な い 漁業									
	は え 漁業									
あ ゆ 漁業										
もくずがに(つがに) 漁業										
	す っ ぽ ん 漁業									

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点	点					
内共第十二号	第5種共同漁業 うなぎ漁業 こいえ あゆ えのほ	1月1日から12月31日まで // // //	大分県及び熊本県内における津江川水系の本流、支流及び派流	下笠ダム堰堤から上流の日田市中津江村及び上津江町並びに熊本県阿蘇郡小国町内の津江川本流、支流及び派流の流域であって、基点第26号と基点第27号を結んだ直線及び基点第52号と基点第53号を結んだ直線より下流の流域を除く。	基点第 26 号 日田市中津江村栃野字中ノ平5575番地の2 (国土交通省船舶通航制限標柱第1号)	基点第 27 号 熊本県阿蘇郡小国町黒淵字鳥の穴5836番地の6 (国土交通省船舶通航制限標柱第2号)	基点第 52 号 日田市中津江村栃野字カマエ5791番地の5 (暗渠の下流端)	基点第 53 号 日田市中津江村栃野字二丁弓前5458番地の2 (暗渠の下流端)	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	日田市中津江村及び上津江町並びに熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵	内共第十二号

注1 はえとは、おいかわとかわむつを総称している。また、えのほとは、やまめとあまごを総称している。

注2 角度の表示はすべて真方位とする。